

**「令和 7 年度 外国人観光客受入・窓口対応における人材派遣委託業務」
公募型プロポーザル実施要項**

本要項は、「外国人観光客受入・窓口対応における人材派遣委託業務」に係る契約の優先交渉権者となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名称

令和 7 年度 外国人観光客受入・窓口対応における人材派遣委託業務

(2) 就業場所

渡嘉敷村船舶課那覇連絡事務所

(3) 派遣期間

令和 7 年 5 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 21 日

(4) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(5) 積算上限額

金 21,744,063 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【金 1,976,733 円（税抜）】

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なる場合がある。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 本業務を円滑に実施するために必要な知識及び経験を有する人材を派遣することができる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び警察当局から排除要請がある団体並びにそれらの利益となる活動を行う者のいずれにも該当しないこと。
- (5) 沖縄県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (7) 沖縄県内において、本業務と同等程度の派遣実績のある者。

3. 提出書類及び提出期限等

(1) 参加表明

①提出書類：参加表明書（様式1）・事業者概要書（様式2）・誓約書（様式3）

※添付書類：会社の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

国税及び地方税納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

※会社の概要が記載された既存の資料（パンフレット等）がある場合は添付してください。

②提出期限：令和7年4月15日（火）17時【必着】

③提出部数：各1部

④提出方法：持参又は郵送（持参の場合は事前に電話連絡の上、10時から17時まで）

※参加表明書を提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式4）を提出すること。

(2) 企画提案

①提出書類：企画提案書（様式5）・見積書

※「外国人観光客受入・窓口対応における人材派遣委託業務仕様書」の内容に沿った企画提案を記載すること。また、見積書については、企画提案に基づいた消費税及び地方消費税相当額を含む見積総額を記載すること。なお、当該価格の算出基礎となる土・日・祝日の休日勤務を含めた税抜の時給額を併記すること。

②提出期限：令和7年4月18日（金）17時【必着】

③提出部数：企画提案書 9部 ・ 見積書 1部

④提出方法：持参又は郵送（持参の場合は事前に電話連絡の上、10時から17時まで）

4. プロポーザルに関する質問・回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限り、審査及び評価に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間：令和7年4月4日（金）～4月9日（水）17時

(2) 質問方法：質問書（様式6）により、電子メールで提出すること。また、送信後は必ず電話連絡により、受信確認を行うこと。

(3) 回 答：提出された質問に対する回答は、全ての質問を集約し令和7年4月11日（金）までに電子メールにて行う。ただし、質問内容が質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

5. 審査及び評価

(1) 審査

選定委員会において、提出された書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、契約の優先交渉権者を選定する。プレゼンテーション審査にかかる開催日程等の詳細については、応募件数等を考慮し、参加者へ後日連絡する。なお、プレゼンテーション審査及び選定委員会は非公開とする。また、プレゼンテーション審査を実施せず、書面審査のみの可能性があることも考慮して、企画提案書等を作成すること。

(2) 評価

評価は、企画提案内容と価格の両面から総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

①評価対象

提案事業者の評価対象は、事業者概要書における実績、企画提案書及び見積書とする。

②評価項目

- | | |
|----------------------|------|
| (i) 本業務と同等程度の派遣実績 | 20 点 |
| (ii) 提案内容における仕様書の実現度 | 60 点 |
| (iii) 見積価格の評価 | 20 点 |

※ただし、見積価格が積算上限額を超過している事業者については、実績・提案内容が優れている場合であっても採用しない。

③優先交渉権者の選定

評価対象を基に評価項目の採点を行い、最高得点を獲得した事業者を優先交渉権者として選定する。同点により優先交渉権者が2人以上ある場合は、選定委員会で協議の上、優先交渉権者を選定する。

また、提案事業者が1者の場合は、選定委員による評価点数の平均値が評価基準点の60%を上回ることを条件に、当該提案事業者を優先交渉権者とする。

なお、審査内容及び結果についての問い合わせには一切対応しない。

6. 契約手続き

優先交渉権者選定後は、渡嘉敷村が作成した当該業務仕様書及び優先交渉権者が提出した企画提案書の内容について協議を行い、速やかに契約手続きを行う。契約金額については、優先交渉権者から新たに見積書を徴して、渡嘉敷村が設定する予定価格の範囲内で決定する。

7. 失格要件

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積金額が積算上限額を超えている場合
- (6) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合
- (7) その他選考委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

8. その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合には、企画提案書等を提出することはできない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出されたプロポーザル関係書類は、返却しない。
- (4) 提出されたプロポーザル関係書類及び選定に関する審査内容等については公表しない。
- (5) 提出期限後におけるプロポーザル関係書類の差し替え及び再提出は一切認めない。

※添付書類

- 別紙 「令和7年度外国人観光客受入・窓口対応における人材派遣委託業務」仕様書
- 様式1 「参加表明書」
- 様式2 「事業者概要書」
- 様式3 「誓約書」
- 様式4 「参加辞退届」
- 様式5 「企画提案書」
- 様式6 「質問書」

9. 問い合わせ及び提出先

〒900-0016 沖縄県那覇市前島 3-25-1 とまりんビル 1F
渡嘉敷村役場 船舶課 那覇連絡事務所
所長 玉城 由紀子
TEL : 098-868-7541 FAX : 098-862-2115
E-mail : naha-c@vill.tokashiki.okinawa.jp